受付番号　第　　号
２００７年9月１１日
時　　分

山県市議会議長　様

山県市議会議員
寺町知正　　印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します
質問番号３番　　答弁者　　市民環境部長、基盤整備部長
質問事項　　税金や料金などの徴収と時効の問題、公務員としての対応は適切か

《質問要旨》

役所に国民や住民に対して、税金や「料(金)」などを賦課し徴収し、場合によっては滞納に対して差し押さえしたり強権を発動する。他方で、滞納は「時効」の問題と直結する。これらは役所の論理だ。市においてこの対応に問題はないか質問する。

全国で強制的に徴収された年金のトラブルが大きな問題になっている。５年時効の規定で混乱したので、国は法律改正して時効の壁を特例でなくそうとした。

自分の分が未納扱いではないかとの確認にも手間取るとか、はては社会保険庁職員による横領、市町村職員による横領まで明らかになった。

山県市で、年金の受給対象の６０歳以上の方はおおよそ９１００人、市民の１／３弱。５０代後半のまもなく対象になる人もとても心配。市民への対応に熱意があるのかが問われる。

私は、６月議会中、担当課に、他の自治体のように、市役所がもっている市民の人の年金情報を提供するサービスをしたらどうかと話しをした。しかし、市は、記録は何もないという。その後の報道で、納付記録が保存されていないのは、県内では、高山市の旧朝日村と関ヶ原町、それに山県市だけだ。

まず、年金と時効について市民環境部長に問う。

１．　「年金などにも時効」の観念もあって、市民には不安が尽きない。山県市はできるだけ住民の不安解消のための方策を検討すべきではないか。

何をおこない、市民の反応はどのようか。今後どうして行く予定なのか。

２．　納付記録は市(旧３町村)に本当にないのか、ないことをどう証明・確認した(する)のか。

３．　新しい大臣も怒っている。横領にも時効がある。過去のこととはいえ、横領の有無について国が再調査をするような旨が報道されているが、国から市にいつごろ照会があり、どのような調査をして、どう回答したのか。

４．　そもそも「市民の年金がいい加減にされてきたことについて」及び「年金の時効について」市はどう考えているのか。

次に、水道料やこれから始まる下水利用料の時効などについて、基盤整備部長に問う。
水道料の時効に関しては、２００３年(平成１５年)１０月１０日の最高裁判決で、市はそれまでの５年時効との見解を２年で時効、と考え直したわけだ。
（公立病院診療費に関しても「３年時効」とする判決が２年前平成１７年に出た）

５．　この水道料の時効の扱いの関係で、住民側に不要で過剰な要求、不利益はなかったか。
あるいは、逆に、役所側に金銭的な損害などはなかったか。
あればその実態の説明を求める。

６．　市は下水事業の開始に当たって条例などを整備している。農村集落排水事業も併せて制度改正されていく。
水道料金と下水道料金を一本化して同時徴収していくことになるはずだが、これら料金の収納事務や調定収納システムにおいて、時効のことはうまくクリアできるのか。すなわち、２年時効の水道と５年時効の下水使用料等をどう両立させるのか。
まさか、秘訣が「水の供給停止」では、生活不安が募るというもの。

７．　延滞金に関して、(債権回収自体が困難な滞留債権について延滞金まで徴収することが困難な状況であることは理解できる。が、他の使用者との公平性や、条例に基づく適切な業務の執行という観点も重要なことだ。)条例に基づく厳格な徴収を行なうべきとの指摘が、常に専門家からなされている。水道料金と下水道料金(実施中の集落排水も)における延滞金の扱いについてどう考え、どう実行していく(いる)のか。

以上